

音楽ホールの使用料支払い期限、使用料の還付等に関する規則の改正について

音楽ホールでは、平成 31 年 4 月 1 日より使用料の支払い期限や使用料の還付等に関する規則を以下の通り改正します。

○スタジオ B の予約について

平成 31 年 4 月 1 日から、スタジオ B は予約システムにより申請順での予約が可能となります（抽選はありません）。

○使用料の徴収について

コンサートホール・ハーモニーホール・スタジオ A	使用承認通知日から起算して 14 日以内 又は使用日のいずれか早い日まで
スタジオ B・スタジオ C・スタジオ D・スタジオ E	使用承認通知日から起算して 7 日以内 又は使用日のいずれか早い日まで

○使用料の還付について

コンサートホール・ハーモニーホール・スタジオ A・スタジオ B	使用日の 90 日前までに 使用の取消を申し出たとき	既納の使用料の 5 割に相当する額
スタジオ C・スタジオ D・スタジオ E	使用日の 14 日前までに 使用の取消を申し出たとき	

※平成 31 年 4 月 1 日以降受付の予約申請分から適用となります。